



26 環保第 4 1 2 号
平成 26 年 6 月 10 日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



福島県廃棄物処理計画について(諮問)

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問理由

本県では、法第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とする「福島県廃棄物処理計画」を定めているところであるが、東日本大震災の影響により廃棄物を取り巻く状況が大きく変化していることから、新たな処理計画を早期に策定する必要があるため。